



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次

○ 告示

367 橋本市、みなべ町、田辺市及び白浜町に係る農業振興地域の区域の変更等 (農林水産総務課)

告 示

和歌山県告示第367号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、橋本市、みなべ町、田辺市及び白浜町に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び関係振興局産業振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地域名	農業振興地域の区域
橋本地域	<p>橋本市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 出塔、中道、上田、西畑、下中、上中及び田原の全域</p> <p>(2) 柏原のうち字塚之本、戸ノ本、越前、浦溝、天上畑、石地、竹木田、井戸ノ本、大道、西垣内、水落、曾野、柳中、宮之前及び新地、吉原のうち字芦ヶ谷、大西、長尾、小西浦、ゴミ谷、ゴミザコ、桑原峰、桑原、寺前、オノ神、初光田、風吹段、赤尾山、郷蔵垣内、行者、松之岡、平谷、平岸、中芝、大平、温井戸、田中台、城ノ城、下平、白石、平壱台、中西、丹生谷、西浦谷、上ノ平、西川垣内、中平、東台、中立、垣内尻、広谷、広野山及び堀内、山田のうち字牛谷、柳谷、清瀬、垣内、曾和、城ノ腰、裕、松尾、井ノ下、上西平、中西平、下西平、南ノ町、長水谷、中東平、下東平、上東平、尾崎、広野谷、中尾、中ノ谷、溝添、下川原、中垣、山本、東ノ岡、辻合、溝尾、竹ノ下、松本、久保、中川原、井ノ上、田和、平畑、國木岡、後谷、向イ川、上井口、大井口手、西垣内、石塚及び鎌嵯胡山、野のうち字下山谷田、池奥、上ノ島、上井出、仲井出、中山谷田、上山谷田及び大谷、矢倉脇のうち字北谷、橋ヶ谷、柳ヶ谷、田中垣内、大垣内及び井関、橋谷のうち字上川原、山谷及び怒田、慶賀野のうち字上ノ平、ケガノ台及び西川、柱本のうち字西広、杓掛、清良坂、峠坂、紀伊見、鷲ヶ尾、折坂及び中ノ平、胡麻生のうち字高須台下、紀見のうち字上垣内、及び且東、細川のうち字大垣内、和正及び上平、原田のうち字ワラタ山及び高瀬、妻のうち字扇塚、菖蒲谷のうち字伏尾原、田ノ尻、松ノ本、田和垣内、中垣内、西畑、中畑</p>

、南岡、下六反、大原垣内、徳目、清谷、奥ノ谷及び瀧ノ上ノ山、杉尾のうち柿平、松本垣内及び古蒲、境原のうち字竹ノ平、長畑、黒末、柏谷、大橋、中尾崎、湯屋谷東原及び上平、上兵庫のうち字浦垣内及び西ノ谷、中下のうち字尾崎、知縄、越前、オノ神、森ノ本、中通、窪、辻垣内、藪ノ本、犬飼田及び高山、芋生のうち字小島、芦原及び垣内、平野のうち字浦垣内、高月、下市ヶ峰、上市ヶ峰、森之後、柏ノ木及び柳ヶ坪、山内のうち字大津恵、知所、井上垣内、柏谷、曾和前、鍛冶屋垣内、東浦、菖蒲、次良垣内、箕台、池田天池及び庵垣内、中島のうち字塚ノ上、風呂尻、前原、樋ノ口、奥台、井出ノ上、竹ノ下、芻垣内、冷水、東新田、西新田、青池尻、霧子鳥、尾崎、市ノ木、松之尾及び青池谷、下兵庫のうち字東新開、小白猪谷、西新開、朝妻、土井及び二十五台、河瀬のうち字口白猪谷及び口長平、赤塚のうち字田中、木落、梅ヶ本、去年川、小原、帯田、西所、土居、房屋及び城ノ尾、恋野のうち字去年川、長通、竹ノ垣内、西平山、尾崎、蟻ヶ芝、雲雀山、塙、西迫、東迫、奥之谷、清重郎尾、墓ノ尾、長二芝、森之北、与太郎井戸、岩久保、北大野山、大野山、彦三郎垣内、久保利、権兵衛垣内、瀬戸谷、中切、岩橋、土井、放生池、滝谷、円津庵及び木戸口、彦谷のうち字金総及び高松、学文路のうち字川端、土居、金尾松、吉岡、平殿坂、大田、玉西、松折、城ヶ尾、茶木畑、越畑、下土居、水木谷、岡ノ峯、茂原、塩谷、梅迫、畑山、横尾、幡天神、零岩、塚原、岡田、一本松、菖蒲谷、赤坂、有岡及びツツジ尾、霧草のうち字笹原、松ノ谷及び奥大明、須河のうち字大平及び細ノ尾、只野のうち字下垣内、宮ノ芝及び池之窪、真土のうち字竹ノ下、向副のうち字大西島、庄ノ垣内、海田島、上ノ嶋、野田嶋、蔵垣内、東垣内、中垣内、田中台、土井、風呂谷、跨り尾、笠ヶ入道、戸屋ヶ嶽及び狼頭尾、清水のうち字触田、焼地蔵、久保、西園、鳥田、椿井、筒井、森前、棕ノ本、東岩坂、西岩坂、松尾、狐神、堂の壇、鍋ヶ尾、三ツ池、松東坂、岡田、加賀根、聖り尾、小山、鉢伏、東薬谷、国城原、登り尾、中垣内、東ノ谷、長谷、森ノ本、塙、松西坂、中尾、池ノ尾、西川原、平谷、西薬谷、南馬場のうち字的場、潰口、稗田、下垣内、下前田、下市縄、上市縄、上前田、樋口、一ヶ坂、里神、水越、平尾、広良、腰細、東立石、西立石、上野、上垣内、真土田、西嶋、養生場、東垣内、砂張尾及び薬谷、賢堂のうち字中河原、冷田、東垣内、西垣内、西ノ前、西谷、妙見谷、堂ノ尾、岩掛ヶ、伝道坊、トチ谷、宮谷及び念仏尾、横座のうち字初王子垣内、田和垣内、丸屋垣内、中村垣内、大上垣内、寺垣内、善坊谷、花房垣内、千代ヶ岡、瀬ノ奥、西辻垣内、善坊峯、瀬奥峯、大西嶋、庄ノ垣内、中垣内、海田嶋、河原田、上嶋、東

垣内、野田嶋、蔵垣内及び鳥屋ヶ嶽、竹尾のうち字広浦、小谷、北之前、中垣内、中尾、東垣内、下山、城ノ谷、大谷、下大谷及び堂ヶ平、嵯峨谷のうち字塔、下和中、新春原、前田、宮ノ前、栲山、野田ノ藤、虹羅尾、中山、折付、鴨枝、岡崎、水ノ元、丹生野谷、足山、辨当、大人谷、滝谷、長尾、登り越、出岩、北谷、松尾、瀬間、蟻越し及び森田、九重のうち字神子峠、西之岡、溝ノ奥、仙之尾、奥ノ谷、大北、西原、神原、堂之向、芹田、牛房峠、岩軒、川原、梶ヶ岡、嵯峨尾、山陰、河端、山本、東垣内、小芋谷、芋谷、丸山、三太田、広ノ手、上ノ平、上ノ東及び河原谷、大野のうち字嵯峨道、西之戸、平山見付壇、西谷奥、霧尾、西谷口、宮谷尾、地藏尾、稲本、東谷奥、上知山表原、東谷口、平山口、北田、住吉下、宮ノ小路及び薬師壺、名倉のうち字田原谷上ノ切、北山、北山五ノ切、田原谷下ノ切、北山四ノ切、北山三ノ切、北山二ノ切、北山一ノ切、矢落山、東塔之尾、中塔之尾、西塔之尾及び焼尾、名古屋のうち字中尾、井手口、地智間、荒糸、住吉尾、一里山、金井ノ段、尾崎、三味尾、並びに応其のうち字引ノ谷、引ノ谷口、伏原庵寺峰、庵寺峰、中谷、平山及び山際の全域

(3) 神野々のうち字上戸津井谷、極楽寺、下穴伏谷、上穴伏谷、大池尻及び西中山、柏原のうち字堂ノ浦、井ノ尻、及び西之芝、野のうち字上井出、下井手、上之鳥及び仲田、岸上のうち字東浦及び横井手、吉原のうち字中山、東尾、上中村尾、東谷、東側、三番叟山及び樺原山、山田のうち字三ツ石、右別当、真平、草床、梨子谷、大平口及び奥垣内、矢倉脇のうち字西山、柳ヶ谷、冷谷、高山、口根古、東善寺及び向浦、橋谷のうち字中ノ坊、塙平、広浦、風呂谷、不動平、大谷、東善寺、上平及び柳ヶ谷、北馬場のうち字去年谷、笹谷、平山及び峯ヶ芝、慶賀野のうち字父川、牛ヶ谷、笹尾、坂垣内及び下垣内、柱本のうち字父川、中山、ツツラ折、野々垣内、杉ノ森、芋谷、上平、稲穂、西ノ谷、下平、沓掛、西広、深山及び上之平、胡麻生のうち字高須台上、向垣内、杉尾谷、向山及び久保前、紀見のうち字オノ神、中垣内、鷲山、備中、芝崎、椿原、井垣内及び横谷、細川のうち字新宮、五反田、西垣内、堂垣内、柿内垣内及び垣内、原田のうち字鴨ヶ峰、長平、西平中山、深谷東原及び山ノ谷、妻のうち字古大根及び大人ノ段、菖蒲谷のうち字段垣内、塙、東裕、東畑、清谷、南岡、大原垣内、奥ノ谷、下六反、中山及び北山、市脇のうち字仁王谷、仲田、口山谷、西寺田、東山谷及び奥山谷、杉尾のうち字奥山、登り尾、四本松、森垣内、餅尾原及び堂ノ本、境原のうち字弓場の段、西山通、湯屋谷西原、横手垣内、芋生谷、葛城山、山田垣内及び古垣内、御幸辻のうち字北山、若狭山及び中尾垣内、上兵庫のうち字塚崎、石佛、芝添、岡山、三通り、南嶋、穴田、高橋、池ノ尻及び檜之尾、中下のうち字西川、溝内及び流田、芋生のうち字鳥井戸、横枕及び松ヶ下、平野のうち字落合、菖蒲谷、上西谷、垣内、持田山、西山、西新田、松ヶ谷、細野谷及び原郷、山内のうち字東山、寺池、尾崎、瀬ノ奥、瀬ノ元、五郎谷、小田、小原、三本松、平山、谷尻、山

迫及び大谷、霜草のうち字廣芝、打樋谷及び東山、垂井のうち字笹ヶ谷、岩倉、梅ヶ本、堂ノ本、榎木塚、庵崎、東鳥井、女房坪、露無及び池の内、中島のうち字高尾添、西山、垣添、霜山及び岡副、下兵庫のうち字山ノ谷、山添、窪り、井ノ尻、長緑、中野及び中山、河瀬のうち字奥白猪谷、千筒輪、滝名、大人之段、墓之段及び奥長平、赤塚のうち字和庄荘、洗戸、谷山、西ノ久保及び栗林、須河のうち字二又谷、西谷、場堤浦、弓引田和、矢落谷、尾鼻、栃谷及び平木尾、谷奥深のうち字若子淵、張尾峰、宮ノ坂、大迫、戸西谷、行者峯、土谷岡及び龍ノ尾、彦谷のうち字椿谷、細石、上ノ瀧谷、小倉谷、下ノ瀧谷、壁山、赤荘、小場谷、狼谷、中迫、猪之上、東峠、西峠、久保、水呑、鳴尾、白石谷、藤後尾及び崩谷、只野のうち字黒岩、北迫、笠岩及び運堂、恋野のうち字加賀谷、中ノ坂、鳴迫、赤坂、新井戸谷、真砂、百田及び中将倉、小原田のうち字薬師垣内、野田、上垣内及び中山、向副のうち字下河原田、河原田、三軒家及び川端、清水のうち字野手、東栄、中栄、西栄、石井、八王子及び梁原、南馬場のうち字西ヶ瀬及び外河原、賢堂のうち字下河原及び上河原、学文路のうち字北嶋、福塚、安田嶋、門田及び川端、横座のうち三軒茶屋、大柳及び西小平、真土のうち字中畑、尾上谷、丸垣内、御姥谷、大尾、赤坂及び垣内、九重のうちの字西浦山、大野のうち字森脇、中島、北西之鳥及び上知山、名倉のうち字宮田尻、宮田、城跡及び戸岩田、名古屋のうち字住吉坪並びに応其のうち字池尻の一部の区域

みなべ地域

みなべ町のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分

- (1) 大字堺のうち森崎を除いた区域
- (2) 大字埴田のうち字濱畑、拝殿及び皆浦、大字芝のうち字松原添、松原、久堀、芝崎、池田、井の台、芝添、猪野、岩後及び丸橋、大字北道のうち字浜端、浜通り、新町通り、立石、松原添、高見、東里中、西里中、丹川、二ツ橋、這上り、井月、岩之後、町ヶ坪、作り道、榎木坪及び門田、大字南道のうち字浜端、中筋、通町、鳥田、矢行司及び乱橋、大字東吉田のうち字小山田、竹の鼻、大塚、岡の段、上城、兵の尻、砂取、梅田、地藏作、大坪、錆田及び田辺ヶ坪、大字氣左藤のうち字浜畑、町筋、新殿開、腰細、道寄及び高田並びに大字山内のうち字東魚崎、西魚崎、茶屋、形部、畔之内、桜口、桜奥、笹屋及び起請ヶ谷の各一部の区域
- (3) 大字東岩代のうち字橋之本、内泓、北ノ久保及び神出、大字西岩代のうち字坂本、後城、里神、大瀬町、下羅及び柿ノ芝の各一部の区域
- (4) 大字谷口、筋、徳蔵、熊岡及び晩稻の全域
- (5) 大字東本庄のうち字奥横郷、向山、南山、坂本、庄堺、講田、講地、津殿前、津殿、三ツ橋、井出、芝原、栗ヶ崎、餅田、二又、山寄、鹿島免、寺地、大町、溝添、麦尾、七反田、小座本、地原、青木、長手、平野、北谷、幸ノ寺、柵、五反田、天ヶ谷、久地、石風呂、安井、荒堀、石田、内田、新改、上栗、宮ノ前坪、宮ノ前、下川原、八川原、柳淵、岩戸、定長、土畑、宮ノ後、五条、小倉谷口、小倉谷、孫六、濱、大谷、重ノ谷、風早

、尾崎、宮ノ本、東坂口、西坂口、鷲ヶ巢、寄込、西垣内、内垣内、中垣内、六十川、津木藪、沼田ヶ原、横郷、樽橋、舟ヶ谷、研矢、久保ヶ原、溝ヶ鼻、片山、下栗、上谷、西谷、西谷口、猪ノ口、遺犬谷、露ヶ谷、城ヶ谷、楠ノ本、坂口、向前、上芦谷、芦谷口、一の谷、中川原、畑ヶ谷、城六及び猪ノ谷、大字西本庄のうち岩鼻、苗代谷、大久保、瓜谷関、大畑ヶ、山際、申神、半田、桑崎、宮、桑川原、桑谷、大津保、水越谷、滝ノ本、洞、地獄谷、奥谷、滝谷、薬師、済ノ上、小山口、丸山、寺垣内、前垣内、西畑ヶ、右エ門、神子垣内、下新田、木賊、川久保、天神久保、水越、東代内、東代外、東川、井領、久宗、天神、小野向イ、馬瀬、上五味及び下五味、大字滝のうち字上平田、下平田、中野、護佐、中通、森本、上沼川、下沼川、上呼、中呼、下呼、上畑、芝崎、安平、芝ノ本、田向、西田、中井、弥多、湯ノ花、裏垣内、上市井原、郷美、南、松葉、神之瀬、上堀、下堀、湯ノ上、古田、炭裕、炭谷、下流田、桜、櫻山谷、横手、朴、中之谷、上平谷、上平、櫻山、并合、田中、西、道明、懸畑、才之上、井ノ谷口、波毛、寺川、寺坂、流田、孫田、上入谷、下入谷、堤谷口、下段、寺ノ段、寺垣内、森、有当、堀切、串ノ浦、土橋、堤谷、堀切向、下小原振、上小原振、中湯、中裕、蔵居、下西又、上西又、有ノ木及び寄裕、大字熊瀬川のうち字漆谷、平、向田、堀垣内、堂垣内、岨垣内、岡田、中津、猪ノ谷、流田、滑、黒滑、庄田、滝尻、西垣内、湯ノ上、用又、越瀬及び古田、大字高野のうち字井谷口、下高野、城山、木裕、矢無平、下高野口、下高野前、下川、宮ノ前、吉畑口、段、下多幸羅、多幸羅、池ノ平、井戸尻、東垣内、宮ノ向、下ハゲ、宮ノ平、宮ノ尾、下代、小田、下芝田、松山谷口、柿垣内、上ノ平、柿垣内前、中前、下井平、大楠口、芝、坂本垣内、大家垣内、楠山、寄裕、水タレ、上ハゲ、猿谷垣内、榎平、芝ノ向イ、初穴、大楠谷口、小ヶ畑、向瀬川口、向瀬川、大楠谷、大楠峠、日向谷、岡田、船之谷、撰沖、数畑、芝垣内、井戸ノ谷、串ノ浦、大串、上裕、多羅藪、大串向ヒ及び仁仙谷口、大字土井のうち字下神子垣内、井平、畑ノ口、下修験蔵、上神子垣内、日浦、風呂ノ芝、清水、風呂ノ本、前川、下井ノ上、上井ノ上、保谷、塔庫谷、津井谷、後谷、氏神谷、上久保、下久保、中垣内、上中垣内、沼川谷及び下中垣内、大字市井川のうち字一ヶ谷、安平、堂平、瀬越、大前、違井上切、違井下切、大裕、下栗原、保久、細谷、咽上、平左エ門、下平、串崎、長田、下浦、清水岡、芝平、形蓋、大畑ヶ、西畑、三ツ羽谷、楠裕、倉畑、小森郷、小浦谷、下木台、上栗原、虫之堂之段及び串崎、大字広野のうち芝崎垣内、中通り、上ヶ味、上細及び大嶋、大字嶋之瀬のうち字中勘解由寺、上勘解由寺、奴多ノ平、池野橋詰、下池野、中池野、上池野、上垣内、上西垣内、下西垣内、鳥居田及び中西垣内、大字東神野川のうち字笹ノ滝、黒松向、向ヒ平、小金蔵、五味田、出合、宮帆、帆柱、船越、椎山、下垣平、前通、上垣内、下窪田及び下安平並びに大字清川のうち字上長滝下モ、上長滝上、中宇路住、木ノ川口、大野上、大野下、栗原上道下タ、

下石倉、上石倉、天ヶ瀬、宮ノ森、宮ノ平、柳ヶ瀬、北柳ヶ瀬、際目、川口、沢前、沢、堂ノ裏、北谷口、中切、洞向、田ノ谷、井戸坂前、寺垣内、井戸ノ坂、下後垣内、中家前、中家、大井、休場、下休場、橋本前、橋度、保久、下平見、丸山、日浦、森、岡崎、桑畑、谷口、田中、小屋垣内、田露土、下阿津、寺ノ元、下角、上梶田、深日、有ノ木、中平、酒屋、岡垣内、深沼、出合、宮地、地ノ平、漆谷、下後谷、上後谷、儲後谷、儲後谷上、久保ヶ峰、浜裕、寺谷及び柿原の全域

(6) 大字東本庄のうち字北ノ垣内、一瀬川、井戸ヶ谷、鉛岩及び奥猪ノ谷、大字西本庄のうち字横郷、犬郷、水葉谷、神ノ倉、唐ヶ谷、東野中、東玉、露ヶ藪、東萩山、西萩山、古田、田殿、滝谷、古谷垣内、西野中及び奈良谷、大字滝のうち字上谷、下谷、下畑、上王子、下王子、串、下市井原、高畑、向ヒ平、橋谷、観音、下谷山及び上谷山、大字熊瀬川のうち字下広野、上広野、梅ノ木、芦裕、湯浅谷、巻山及び倉尻、大字高野のうち字一片谷、仁仙谷、不ト尾尻、東谷口、上芝田、東谷、正木、東正木、下佐田、上佐田、永川、細垣内、中家垣内、西谷、堂切、山裕、田幸羅、草木又、北谷、壺江、中之又、松山谷及び小松山谷、大字土井のうち字小山地及び大山地、大字市井川のうち字滝谷、橋ヶ谷、北垣内、虫野、堂ノ谷口、井ノ谷、堂ノ谷、三ツ羽、細谷、大裕、上木台、上木台谷、運ノ平、下木台谷及び二タ川、大字広野のうち字笹里裏、細野、大裕、処司垣内、松場垣内、道京、西佐向、榎木谷、上通り及び安平、大字嶋之瀬のうち字数畑、笹里、芝之瀬、井之谷、庵、中髪、大久保谷、下垣内、古田、下穂手見、上穂手見及び穂手見向、大字東神野川のうち字大峠裏、黒松、平見、細畑、湯ノ下、串、曇田、下別当、古垣内、上別当、市藪、中安平、上安平、下向イ、楷、後通、下前垣内、上前垣内、長田、鎌倉、志礼、岡崎、沈田、上窪田、下於奈、伏鬼野、添水畑、猪ノ段、門ノ田、竹ノ又、大谷口、野藪、木ノ河谷口、古田、大倉及び志礼谷並びに大字清川のうち足谷、木ノ川べり、宇路住下モ、向宇路住、宇路住谷、上宇路住、宇路住上向イ、小峠、下長滝、上長滝中、小音谷、小音谷口、我屋裕、屋敷谷、下垣内、漆平、藤六、古川、上潤、宮ノ前、川崎、西ノ谷、松平、佛谷、ナゴサ、栗原下モ、中瀬、上中瀬、栗原上道上へ、栗原山田、茗荷谷、有ノ木、向有ノ木、中平、下ボク、上ボク、高野、ナゴラ、新屋敷、楠ノ木谷、ザレ、大松、サブサ、梅ノ平、岡田、南岩田、南洞、口寸保、東谷口、東谷、扇原、岩田、行歩坂口、行歩谷、行歩、笹ノ久保、下小森、上小森、向石倉、扇谷、元西ノ谷、泰中、天如山、大垣内、耕茂、猪ノ子谷口、湯ノ川口、下乙ヶ瀬、石倉平見、中畑尻、新家、濁谷、有垣内、芝ノ谷、萩、包谷、上後垣内、猪子谷、下畑尻、市井裕、乙ヶ瀬谷、上平見、上乙ヶ瀬、橋本、山久保、堂ノ上、大森、大森山、中用、小橋、串崎、西、フナ、棒引、上波瀬、本ノ谷、芝、升谷、堂ノ平、森ノ谷、壇、中梶田、下波瀬、中波瀬、小橋谷、下梶田、平、中阿津、上阿津、上久保、丈ノ谷、下久保、新屋、松平、谷口、初谷、名萩、西ノ谷、猪ノ谷、川

	<p>原田、箱木、椎平、平見、山口、桃ノ川、坂口、倉ノ谷、向宮地、寒者、久保ノ峰、清水、井平、猿神、下柳裕、久世谷、虫野、虫野谷、登尾、捻巻、下総附、柚市、横谷、笹ノ谷口、四続谷、大久保、柳谷、露ヶ谷、谷垣内、下向、西白谷、梶屋敷、上総附、東白谷、揚木及び羽又の一部に該当する当該大字の区域</p>		<p>上三栖の全域 中三栖の全域 下三栖の全域</p>
<p>田辺地域</p>	<p>田辺市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 芳養地区 芳養町の以下の全域(字津葉井、下川原、中井、裕谷、梅木、阿阪、大坪、田尻、田中、四丁、津葉木、竹之内、坂本、曾別当、栗畑、甚吾路、団栗及び大坊) 芳養町の以下の一部(字サビ、小屋谷、大屋谷、大谷、後呂茂谷、清地路、目良ヶ谷及び藤原) 元町の以下の一部(字東松原、西松原)</p> <p>(2) 中芳養地区 中芳養の全域</p> <p>(3) 上芳養地区 上芳養の全域</p> <p>(4) 稲成地区 稲成町の以下の全域(字北江原、馬場平、峯ノ原、荒光、岩城山、丸橋、小家川、堤谷、動鳴気、平岩、小田畑、勘代、細尾芝、惑在、長田、松之平、中之段、奥江原、天王原及び別庄) 稲成町の以下の一部(字東江原、北皆代、下組、北沖代及び新江原)</p> <p>(5) 秋津地区 秋津町の以下の全域(字下新田、安井、西八町、中芝、東八町、矢矧、岩倉、上新田、大峰、峯ノ庄、田尻、大西及び須河) 秋津町の以下の一部(字綾代及び青木)</p> <p>(6) 上秋津地区 上秋津の全域</p> <p>(7) 秋津川地区 秋津川の以下の全域(字宮向、宮原、長井、蕨野、大峰、串崎、中通、坂本、川崎、鍵原、芝代、岡原、森之尾、西前、犬飼、道平、船原、折戸、大転、玉垣内、杉之川、小森、瀬地、前平、滝平、平見、大沢、樫尾、渡瀬、森口、宝柏、蟬平、松ノ本、久保、池之川、北側、下崎、栄谷及び木道) 秋津川の以下の一部(字向平、陰路及び宝槌)</p> <p>(8) 新庄地区 新庄町の以下の全域(字稻妻、奥山、長井谷、北鳥ノ巣及び南鳥ノ巣) 新庄町の以下の一部(字西橋谷、中橋谷、東橋谷、土手内、成川、田中、北原、平田、田鶴、北内ノ浦、東内ノ浦、南内ノ浦及び西内ノ浦) たきない町の一部</p> <p>(9) 万呂地区 上万呂の以下の全域(字川端、後呂地、三光寺前、清水前、庄法平及び宮古井) 上万呂の以下の一部(字法町) 中万呂の以下の全域(字天王代、古戸、待賢寺平、大谷、柿谷、善福寺平、田中代及び矢田ヶ谷) 下万呂の以下の全域(字深見、目座、平谷、片山及び天王代) 下万呂の以下の一部(字久保田及び落合)</p> <p>(10) 三栖地区</p>		<p>(11) 長野地区 長野の全域 上野の全域 伏菟野の以下の全域(字向垣内、見行及び前谷) 伏菟野の以下の一部(字目吉良) 熊野川の一部</p> <p>(12) 龍神村小又川・龍神村湯ノ又・龍神村廣井原地区 龍神村小又川のうち以下の全域(字大江、五味、下浦、津越及び板木平) 龍神村小又川のうち以下の一部(字二津野及び上瀬) 龍神村湯ノ又のうち以下の全域(字堂平、梅ツロ、柿原、國戸、崎、和平、平、塚及び久保野) 龍神村湯ノ又のうち以下の一部(字原、龍、古宮、上湯ノ又、和田及び田野々) 龍神村廣井原のうち以下の全域(字静ヶ谷、下西、皿田裏道、仮屋前、皿田、堂野谷西、堂野谷東、堂野谷西奥、宮ノ平、小畑、古向、初淵、向瀬口、上道、五百瀬、谷口、裏道、小背ヶ瀬、スクモ、初鹿野、中村、大田、橋本、下板鶴及び上板鶴) 龍神村廣井原のうち以下の一部(字仮屋、大熊、片ノ瀬、寺野、四ノ谷、小野及び笹谷)</p> <p>(13) 龍神村宮代・龍神村殿原・龍神村東・龍神村西地区 龍神村宮代のうち以下の全域(字滝頭、下平田、中原、下垣内、小藪、上小藪、井野久保、西野岡、五味、下中通、津元、上平、古屋、東谷、谷田、桑蒔、北、東光寺、牛淵、小竹畑、小原裏道、下久保、中垣内及び澤) 龍神村宮代のうち以下の一部(字山道地、細原、柿原、小原、栃谷及び大垣内) 龍神村殿原のうち以下の全域(字平及び小原) 龍神村殿原のうち以下の一部(字亀畑、中南、富士ヶ瀬、富登野、恩行司、天方、殿原、和喜、川成、長澤、小森、二ツ岩、諸嶋及び柿平) 龍神村東のうち以下の全域(字川口、南平、小瀬、丹生平、寺野原、風呂、西殿、桑垣内、栃谷、沖ノ小森、上はざ、下はざ、中山、うぶめ、北はざ、南はざ、敷水、栃久保、中平、前垣内、大田及び栗ノ木) 龍神村東のうち以下の一部(字平見) 龍神村西のうち以下の全域(字露口、林、大屋口、後垣内、後北、尾之上、北芝、青木、高瀬、中垣内及び小瀬)</p> <p>(14) 龍神村安井・龍神村柳瀬地区 龍神村安井のうち以下の全域(峪ノ花、安井垣内、松平、タイラ、丸山、柳瀬、堂ノ瀬、小田、小屋、下垣内、平野、本村、下村、外ノ瀬及びサダ) 龍神村安井のうち以下の一部(字山口、四坊谷、知榊、五領及び上村) 神村柳瀬のうち以下の全域(字脇、廣瀬、小廣瀬、小岩平、栃谷上、栃谷下、保ノ平、菖浦谷、上八平、築根下、築根上、中平、滝尻、小柳瀬、菖浦、宮平、宮ノ前、小五平、下毛平、谷、東方、芝崎、中野、森ヶス、峪ノ前、西ノ前、西橋、森岡、溝口、下原、中原、上原及び藤ぐる)</p>

龍神村柳瀬のうち以下の一部(字虎ヶ峰、應地、原瀬戸山、相福山及び上笹ノ川)
(15) 龍神村福井・龍神村甲斐ノ川・龍神村小家地区

龍神村福井のうち以下の全域(字鍋坂、峯内、小菅、井野々、打越、菅ノ谷、池ノ田、福井田、上ミ平、宮波佐、中家、北藪、前垣内、吉元、坂口、久留見谷、仮屋谷、南、船附、細野、下垣内、大木下、梶垣内、廣野垣内、樺杭、森ノ口、森垣内、中後瀬、彌谷、後小森、宮ノ瀬、大西、中前、大家、中畑、小波佐、平畑、岩屋、坂本、宮波佐、西、津越上ミ、津越下モ、前落、藤垣内、橋本、簡砂、中造、芝前上ミ、芝前下モ、芝、芝森口、谷口及び北野)

龍神村福井のうち以下の一部(字尻合、坊垣内瀬戸山及び字津木)

龍神村甲斐ノ川のうち以下の全域(字坂舞、平畑、前畑、皿田、カケ口、立花口、橋谷口、桑ノ木、合口、所口、細地、タヅ原、間野、西田、枇杷ノ木、長通、竹ノ本、ハヤシ、松葉、方栗、橋戸、谷口、上ミ平、内田下谷及び松道)

龍神村甲斐ノ川のうち以下の一部(字立花川山、神ノ平、丑掛及び玉谷)

龍神村小家のうち以下の全域(字小森、中平及び中)

龍神村小家のうち以下の一部(字アク畑、ツキ裕、釜ノ崎、タカノス、五味、丸瀧、菅、崎平、小家坂、谷口、上垣内及び芝垣内)

(16) 栗栖川地域

中辺路町北郡のうち以下の全域(字津越、五味、碓磨、藤ノ瀬上ミ、藤ノ瀬下モ、前垣内、藤内、下モ地、中ノ谷、中野垣内、上ハ井、地主掛り、庵溝、東ノ垣内、洞ノ谷、中平、裏地、久保地、中地西、中地東、殿垣内、上地、竹の元、下モ小平及び隠畑)

中辺路町北郡のうち以下の一部(字熊ノ久保及び上ミ小平)

中辺路町真砂のうち以下の全域(字上ミ久保、久保、大門、木揚ヶ、大下モ、下モ出張、上ミ出張、下モ地及び中通り)

中辺路町真砂のうち以下の一部(字上ミ地、西谷川及び羽田)

中辺路町西谷のうち以下の全域(字道ノウ子、塩見舟久保、五銘持、東谷、西ノ谷、庵尾坪、大野越、横久保、大塔谷、大ズミ、久保坪、中屋、下モ裕、北ノ谷、下モ平、谷ノ元、洞、竹ノ裕坪、鷹押、大倉、越間、泓地、中田、上ミ地坪、大熊、中通り坪、藤谷坪、中小屋坪、千間、藤塚坪、松久保及び大下モ)

中辺路町石船のうち以下の一部(字寺ノ口、鍛冶屋、中村、上平及び栗原)

中辺路町大内川のうち以下の全域(字大坪、トクサノ平、下脇、横手、岡崎、加瀬谷、谷垣内、中垣内、後垣内、栗谷、庄司垣内及び松葉)

中辺路町大内川のうち以下の一部(字関口、柳谷、小林、上栖、高畑、臈木、下嶽、川地、向垣内、音窪、蕨谷、池ノ谷、堀切及び串崎)

中辺路町栗栖川のうち以下の全域(字神田及び小倉)

中辺路町栗栖川のうち以下の一部(字野々田、王子、野勢古田、平原、戸土、鷹ノ巣、初生及び滝尻)

中辺路町小皆のうち以下の全域(字硯)
中辺路町小皆のうち以下の一部(字小皆原、十九川及び左領)

中辺路町澤のうち以下の一部(字上平坪、糸定坪、流越坪、池ノ平坪、小寺坪及び下モ垣内坪)

中辺路町熊野川のうち以下の一部(字船原、鍛冶屋、東及び下洞)

中辺路町水上のうち以下の全域(字向垣内)

中辺路町水上のうち以下の一部(字数畑、新屋、中垣内、向垣内及び下平坪)

中辺路町内井川のうち以下の一部(字芦立、垣原、下垣内及び内井原)

(17) 二川地域

中辺路町高原のうち以下の全域(字森、北垣内、前田、差出、小松及び富田坪)

中辺路町高原のうち以下の一部(字原井戸、野々山、亀石及び堂ノ前)

中辺路町川合のうち以下の全域(字朝来平、西之詰、仲田、大嶋)

中辺路町川合のうち以下の一部(字川合)

中辺路町温川のうち以下の全域(字西高)

中辺路町温川のうち以下の一部(字宮ノ坪、寺前、桑畑、東垣内及び五味)

中辺路町小松原のうち以下の全域(大柴及び前川原)

中辺路町小松原のうち以下の一部(字小原、芝田、柿木及び下皆)

中辺路町大川のうち以下の全域(字宮野、栗原及び五味)

中辺路町大川のうち以下の一部(字中平坪、栗ノ木平、小松野、皆ノ川口、長条垣内、蛇越、野々尻及び田鶴川)

中辺路町福定のうち以下の全域(字上ミ地及び水垂淵)

中辺路町福定のうち以下の一部(字向平、向田、田中、水谷、同免、丈山、上ミ平及び竹ノ垣内)

(18) 近野地域

中辺路町近露のうち以下の全域(字倉山、津毛川、一里石、太尾、和田谷、小原、小原峠、城ノ森、城ノ上切、城ノ下切、上ノ垣内、茶屋平、宮ノ上、中垣内、木之下、下川崎、中祖、風呂谷、北野、下小野、上小野、丁子、下平、丹田、久保、五味、箸ヶ峰、前地、津呂、橋戸、上川崎、才田、桑原、御北、引土及び倉垣内)

中辺路町野中のうち以下の全域(字小廣、横手、藤ノ木、桃原、上垣内、下垣内、新堂、差ヶ平、馬場垣内、東平、森、谷田通、上ミ道中、下モ道中、多当作り、差出、浦地、比曾原、稻成前、坂本、鍛冶ヶ平、猪ノ木、池ノ川、芝ノ平、大畑、笠松、上永井、下永井、日浦、赤田、和田谷、和田谷流及び茗荷)

(19) 鮎川地域

鮎川のうち以下の全域(字寺尾、奎路石、内ノ井及び字立)

鮎川のうち以下の一部(字鉛山、愛賀合、小川、向越、能登ヶ平、蕨尾及び下附)

(20) 富里地域

平瀬のうち以下の全域(字小原、中差合、釣上、猿畑、小久保、田中、立合、植野平、南垣内、大平、中平、羽広及び正垣内)

和田のうち以下の全域(字中垣内、上ハ垣内および栗栖)

和田のうち以下の一部(字下嶽、鍛冶垣内、中祖、仮野、野首、小高野及び字井川)

下川上のうち以下の全域 (字安川、苔口、大泓、田之上及び芋瀬)

下川上のうち以下の一部 (字平、野々垣内、桑原、新谷垣内、柳瀬、上ノ平、平及び安)

下川下のうち以下の全域 (字城戸、大垣内、打越、羽根及び宮平)

下川下のうち以下の一部 (字田ノ原、嶋野、弓場、上野坊、黒蔵東、黒蔵西及び佐本)

(21) 三川地域

深谷のうち以下の全域 (字黒石及び平)

深谷のうち以下の一部 (字氏神山前、片谷、久保、本谷及び細野)

竹ノ平のうち以下の全域 (字中ノ岡、四ツ辻、上エ地、本谷及び下モ向)

竹ノ平のうち以下の一部 (字本谷東平及び辻松)

西大谷のうち以下の全域 (字千野垣内及び本田垣内)

西大谷のうち以下の一部 (字竹ノ谿、堂免、北又谷、沼田ノ谷、岩谷、北又ヶ谷及び梅藪)

向山のうち以下の全域 (字保平、椎原、地下、川根及び中谷)

向山のうち以下の一部 (字辻松)

合川のうち以下の全域 (字地下、高木、庵ノ谷、谷口原、平葉、加城、上エ小麦、下タ小麦、裏小麦、岡、前ノ川日裏、地下向、鈴ノ上、小麦背戸、常松および地下背戸)

合川のうち以下の一部 (字岩倉、洞及び上ミ川西側)

下露のうち以下の全域 (字陰地、森、寺前、岡及び下露谷)

面川のうち以下の一部 (字家ノ谷、高野、玉ノ木谷、谷、岡寄、小原、栗垣内、猪ノ谷、谿、田白、カシロ、ヌタノ谷、市山、若宮、蛇ノ川原及び中家)

五味のうち以下の全域 (字宮ノ平)

五味のうち以下の一部 (字高野、田之恵、井ノ木、竹ノ平、柿谿、田ノ瀬、串寄、西ノ口、高木原及び葛ヶ野)

熊野のうち以下の全域 (字栢ノ木谷)

熊野のうち以下の一部 (字大原垣内、神平垣内、大中瀬、向田垣内、所垣内、地庵、露ノ口、中曾、中瀬、下平、中村、中村向ヒ、桐ノ木、向垣内、一日所、峯ヶ谷、大前、松葉、久保、広瀬、横畑、黒蔵口、中垣内、寺垣内、下ノ家垣内及び伏菟野)

木守のうち以下の全域 (字古田、上元、久保、松谿、窪田、道、中村、大五味、向五味および下平)

木守のうち以下の一部 (字栢山及び高畑)

(22) 本宮町伏拝のうち以下の全域 (字タクメ谷、岩くすべ、貝掛ヶ、萩、板井谷、池ノ本、小峠、桐ノ木坂、丸山、岸本、念沸坊、茶屋、下モ地、松本、向栗栖、渡り道、念垣坂、倉ノ平、下峪、城栗須、福セバチ、竹ノ本、清良坂、浦地、上谷及び仁反田)

本宮町伏拝のうち以下の一部 (字日浦)

本宮町三越のうち以下の全域 (字杓子平、下岡、宮ノ関、瀧岡、小森中平、上久保、小森日浦、銀次倉、横山、土ノ木、水呑、丁塚谷、峯久保、松山久保、道久保、北原、上久保、河端、桃木平、下ノ峰、大井戸、大峰池ノ平、小道須込原、仮や居軒ノ鉢、尾崎弓場平、中平下ノハチ、上下ノハチ、木ヤ平及び峯平)

本宮町三越のうち以下の一部 (字シホ谷、瀧谷、シレイ谷、サシデクスレ、宮ノ谷、岸ノ谷、舟サコ、ウルシ谷、中尾向平、野地峯垣内及び福富)

本宮町土河屋のうち以下の全域 (字上久保、城峪、道平上エ、楠平、中平、城導、上垣内、宮平、下地、生津喜、道瀧及び道平)

本宮町大居の全域

本宮町切畑のうち以下の全域 (字松本、川原岸、宮ノ本、弓場ノ元、中畑ヶ、風呂ノ谷、内田ノ元、中塚前、中塚、砂崎、水口、下モ山、井戸ノ元、八之頭、田淵、楠之本、苅場下タ、阪本、鹿島、谷通り及び堂平)

本宮町切畑のうち以下の一部 (字向イ山及び中山)

本宮町上切原のうち以下の全域 (字小谷、内ノ原、黒嶋、大谷、寺臺、栗栖山、坂地、芝田、大栗、西平、向田、上ミ谷溝下タ、片畑、下モ内、前地、上エ地背戸山、岡崎、下モ地、有木、大上宮、大峯、上ミ山在、下モ山在、蛇ノ谷及び太尾)

本宮町上切原のうち以下の一部 (字大畑及び上エ地)

本宮町一本松の全域

本宮町本宮のうち以下の全域 (字上稜所、下稜所、温ミ、崩レ、大母山、荒堀、上町、中村地、鳥居地、産田前、新町、高川原、高倉地、岩田町、本町、上地、下平野、中平野、瀧本、上平野、城尾、一ノ渡瀬、惣木、徳ヶ田及び備崎)

本宮町高山のうち以下の全域 (字中尾及び居地)

(23) 本宮町小津荷のうち以下の全域 (字口ノ坪、下嶺、上ノ平、上ミ地、広田、塩ノ谷及び下タノ平)

本宮町小津荷のうち以下の一部 (字風ウロ)

本宮町大津荷のうち以下の全域 (字茶ヶ谷及び矢倉)

本宮町大津荷のうち以下の一部 (字露谷、日浦及び下津呂)

(24) 本宮町渡瀬のうち以下の全域 (字高皿、宮元、溝下タ、溝上エ、瀧、滝頭、田谷、戻り瀬、平、湯ノ谷、大平立道上ミ、大平立道下モ、小峠、楠左古及び須久茂)

本宮町耳打のうち以下の全域 (字松葉、上ミ平、表テ及び附合)

本宮町檜葉のうち以下の全域 (字道地原、串、細井、庵ノ平、中平、廻り、蔭地、小栗須および松葉谷)

本宮町皆地のうち以下の全域 (字坂本、向イ平、渡虎、上地平、久保平、中番、串本、峰平、沖谷、河原、鏡山、深ノ平、高野、倉本、南久保及び敷地平)

本宮町久保野のうち以下の全域 (字横尾、水木平、松木、笹ノ久保、長瀬、佐手輪、小原、市左古及び細尾)

本宮町久保野のうち以下の一部 (字美之手、足谷、立畑、仲番、南尾、梅平、向イ垣内、久保野平、小五郎、楠木、八郎谷、坂足垣内、古根川、尾砂垣久保及び市平)

本宮町野竹のうち以下の全域 (字樞平、桧和瀬及び綿打)

本宮町野竹のうち以下の一部 (字中平、桧和瀬向イ及び須ノ又)

本宮町武住のうち以下の全域 (字金倉、浅里、葉曾、五味ノ木、上地久保、野平、

	<p>生ヶ藪、荒堀及び飛滝) 本宮町武住のうち以下の一部(字イヤ、露谷及び野畑) 本宮町大瀬のうち以下の全域(字笹久保向イ、橋上エ、下栗須、櫛岡、久保、中畑、大玉、中岡及び笹久保) 本宮町大瀬のうち以下の一部(字シュケ) 本宮町小々森の全域 本宮町曲川の全域 本宮町下湯川の全域 本宮町皆瀬川のうち以下の全域(字下野峯、野地平および柳田) 本宮町川湯のうち以下の全域(字川湯) 本宮町田代のうち以下の全域(字大嶋、滝ノ前、下モ向イ、下モ之谷、下モ垣内、中垣内、谷垣内、上垣内、中家畑、倉山、岡崎、前ノ川、下モ向田、久保、上ミ向田、フケ、蔭地、沖之谷、向イ山、山之峰、東谷、峯、田代口、西谷、布平及び田之瀬) 本宮町上大野のうち以下の全域(字小井平及び田代口) 本宮町上大野のうち以下の一部(字乗ノ瀬、細井、田平及び津呂) 本宮町東和田のうち以下の全域(字和田平、初崎、川内平及び倉野) 本宮町東和田のうち以下の一部(字十九良、松平、和田向及びフドノ) 本宮町静川のうち以下の全域(字坊ノ平、神子屋敷、白川榎谷、ヌタ久保、蔭地、小原、寺垣内、田ノ平、廣田、大前、大平及び和田) 本宮町静川のうち以下の一部(字沖ノ谷、小谷、大谷、宮ノ瀬、セイ谷、船原谷、上ミ白根及び下モ白根) 本宮町皆地のうち以下の一部(字鏡山及び土呂)</p>	<p>長及び西山の各一部の区域 (4) 大字大古、矢田、田野井、口ヶ谷、向平及び上露の全域 (5) 大字日置のうち字細尾、岩本、下ミ谷、芝、出合、上ノ山、柿ノ段、鴨谷、家ノ谷、濱田奥、濱田口、海蔵寺前及び宮ノ後、大字塩野のうち字蛇原、塩野谷、名立西側及び地藏谷並びに大字安宅のうち字上前田、深田口、壹田、前田、城ノ内、小門、東地畠ヶ、東之前、古武、込山、中組、廻り田、シワス、岩津向、岩津、阪尻、伊森下タ、下地、前地、裏川、清水、深田、師走、桐之鼻、場谷、下モ山及び本谷の全域 (6) 大字日置のうち字穴ノ海、向イ、口吸、上ミ谷、下谷、西ノ川、下モ田、蛇原、中田、中津川、原田、大久保、上廣小路、後路、宮之前、谷ヶ地及び森田、大字塩野のうち字長谷、塩沖、大瀬戸谷、坊主谷、蛭子岩及び名立並びに大字安宅のうち字岩津谷、宝谷及び雨田の一部に該当する当該大字の区域 (7) 大字安居のうち地域森林計画の樹立等に関する規程(昭和43年農林省訓令第45号)第3条に基づき定められた民有林の林班番号(以下「林班番号」という。)30番及び61番の全域並びに29番、31番、36番から38番まで及び58番から60番までの一部を除いた大字の区域、大字寺山のうち林班番号38番の一部を除いた大字の区域、大字神宮寺のうち林班番号55番の全域を除いた大字の区域、大字中嶋のうち林班番号55番及び57番の全域並びに56番の一部を除いた大字の区域、大字久木のうち林班番号42番及び44番から54番までの全域並びに41番及び43番の一部を除いた大字の区域、大字宇津木のうち林班番号54番、81番から83番及び87番の全域並びに79番及び80番の一部を除いた大字の区域、大字小川のうち林班番号72番及び76番の全域並びに71番、73番から75番まで及び77番から79番までの一部を除いた大字の区域、大字城のうち林班番号67番の全域並びに64番から66番まで及び68番から70番までの一部を除いた大字の区域、大字大のうち林班番号84番から86番までの全域を除いた大字の区域、大字玉伝のうち林班番号86番及び89番から96番までの全域並びに86番の一部を除いた大字の区域、大字小房のうち林班番号96番の全域並びに86番の一部を除いた大字の区域、大字市鹿野のうち林班番号103番から105番まで、113番及び114番の全域並びに109番から112番までの一部を除いた大字の区域</p>
<p>白浜地域</p>	<p>白浜町のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分 (1) 大字平、内ノ川、保呂及び栄の全域 (2) 大字椿のうち字小浦、沖田、中之納サ、清水、岩田、長迫、新田、橋、平見、久保及び鶴目、大字富田のうち字稼谷、後口谷、袋谷、西谷、中河原、下河原、田之口、上仲田、茶屋之芝、中地、藤藪、上芝、船附、石経及び小倉崎、大字十九洲のうち字辰ノ口、赤阪、菊方、免之内、津越、伊勢谷土手内、伊勢谷土手外、血深谷、血深谷土手外及び平間、大字庄川のうち字庄川口、中之坪、岩本、五反切、竹ノ下、中ノ垣内、芝、柿ノ垣内、藤九郎垣内、瓜生、大藪垣内、上之垣谷及び小森、大字中のうち字中芝、川原、古川、前川、犬ノ馬場、日根、大森、中村、上小森、江崎、上小森、上地及び汐田並びに大字才野のうち字板口、下垣内、本野、猿場見、上前田、廻り田、脇ノ谷、下前田、両願寺前、鴨居本谷及び開キの全域 (3) 大字椿のうち字伊勢ヶ谷、椿、塩路、出嶋、大谷、小濱及び見草、大字富田のうち字石堂、上ノ谷南側、上ノ谷北側、角之藍谷、封之浦及び芝山、大字十九洲のうち字田之口、谷奥、近塔、仲山及び砥石谷、大字庄川のうち字下垣内、露浦、小森垣内、牛屋谷及び郷地谷、大字中のうち字嶋ノ倉及び碁石濱、大字堅田のうち字稗田、尾崎及び山太郎、字馬ノ一原並びに大字才野のうち字上野々田、下野々田、山崎、本野平、荒田、大谷、権現平、安久川、大森、芦</p>	